

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月4日
【会社名】	GMOアドパートナーズ株式会社
【英訳名】	GMO AD Partners Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 信太郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」にて行っております。)
【電話番号】	03(5728)7900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 森竹 正明
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂1丁目16番3号
【電話番号】	03(5728)7900(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 森竹 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年12月2日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、GMOソリューションパートナー株式会社（以下、「SOL社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式交換の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	GMOソリューションパートナー株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 伊藤 幹高
資本金の額	10百万円
純資産の額	448百万円（平成24年12月31日現在）
総資産の額	1,149百万円（平成24年12月31日現在）
事業の内容	WEBサイト集客支援事業及びWEBサイト開設・集客・在庫管理・運営支援事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	2,266百万円	2,249百万円	2,785百万円
営業利益又は営業損失（ ）	2百万円	183百万円	475百万円
経常利益又は経常損失（ ）	8百万円	174百万円	483百万円
当期純利益又は当期純損失（ ）	71百万円	25百万円	254百万円

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年11月30日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
GMOインターネット株式会社	100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の親会社は、GMOインターネット㈱であります。GMOインターネット㈱は、当社の発行済株式総数の47.7%を間接的に保有し、SOL社の発行済株式総数の100%を保有しています。
人的関係	当社取締役会長の熊谷正寿氏は、SOL社の取締役会長を兼務しております。当社代表取締役社長の高橋信太郎氏は、SOL社の取締役を兼務しております。当社取締役の安田昌史氏は、SOL社の監査役を兼務しております。当社監査役の稲葉幹次氏は、SOL社の監査役を兼務しております。
取引関係	SOL社は、当社の連結会社であるJWord社よりキーワード広告を仕入れ販売しております。

2. 本株式交換の目的

当社は、次世代総合ネット広告代理店グループの構築を目指してM&A等の手法を活用し、事業の拡張を積極的に行なっております。また、GMOインターネットグループにおけるインターネットメディア事業の再編により、グループ内協力体制の強化も推進しております。

SOL社は、約12,000社の顧客を有しており、インターネットによる集客を目的とした広告商品やEC等のWEBサイトの立ち上げ、機能強化等に貢献するWEBサイト支援商品等のWEBソリューションを中堅中小企業向けに架電販売（テレマーケティング）する事業が主たる事業であります。

当社グループの販売体制は、中堅中小広告代理店を販路とするメディアレップ事業と、広告主向けに直接販売するエージェンシー事業の二つの販路がございます。両社が連結グループ化することにより、GMO NIKKO(株)を中心とした大手広告主向けを担う直販部門に加え、中堅中小企業向けWEBソリューション販売の強化が実現いたします。

また、SOL社の主力販売商品は、同社の自社商品である「Find-A（集客商品）」や当社グループの自社商品である「JWord（キーワード広告商品）」等であるため、連結での自社商品販売比率の向上と粗利益率の改善が望めます。

SOL社が提供する既存サービスの充実と同事業の一層強化を図るとともに、また今後、新商品開発における協力体制強化を推進することで、当社グループのさらなる収益拡大に寄与することを期待しております。

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、SOL社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、またSOL社については、平成25年12月2日開催の臨時株主総会における承認を受け、平成26年1月1日を効力発生日とする予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

	GMOアドパートナーズ(株) (株式交換完全親会社)	GMOソリューションパートナー(株) (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	229

(注1) 本株式交換により発行する当社の新株式数：普通株式：1,557,200株

(注2) SOL社の普通株式1株に対して、当社の普通株式229株を割当て交付する。

(3) その他の株式交換契約の内容

当社が、SOL社との間で平成25年12月2日付に締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

GMOアドパートナーズ株式会社（以下「AP」という。）とGMOソリューションパートナー株式会社（以下「SOL」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

- 1 AP及びSOLは、本契約の定めに従い、APを株式交換完全親会社とし、SOLを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、APは、SOLの発行済株式の全部を取得する。
- 2 本件株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下の各号のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：GMOアドパートナーズ株式会社
住所：東京都渋谷区桜丘町26番1号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：GMOソリューションパートナー株式会社
住所：東京都渋谷区桜丘町26番1号

第2条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 APは、本件株式交換に際して発行する普通株式1,557,200株を、第4条に定める本件株式交換の効力発生日の前日の最終のSOLの株主名簿に記載又は記録された株主（以下「SOL株主」という。）に対し、その保有するSOLの普通株式1株につき、APの普通株式229株の割合をもって割当交付する。
- 2 前項によりSOL株主に対して交付しなければならないAPの普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、APは、会社法第234条、会社法施行規則第50条、その他の関係法令の規定に従い処理するものとする。
- 3 本件株式交換に際して発行するAPの普通株式1,557,200株に対する配当金は、平成26年1月1日から起算する。

第3条（増加すべき資本金及び資本準備金の額）

本件株式交換により増加するAPの資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、APが定める。

第4条（本件株式交換の効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、平成26年1月1日とする。但し、本件株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要が生じた場合には、AP及びSOLが協議し合意の上、本件効力発生日を変更することができる。

第5条（株式交換契約承認株主総会等）

- 1 APは、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について株主総会の承認を受けないで本件株式交換を行う。但し、本件株式交換について、会社法第796条第4項に従い株主総会の承認が必要となった場合には、AP及びSOLが協議の上、その対応を決定する。
- 2 SOLは、平成25年12月2日に開催する臨時株主総会において、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3 前二項に定める手続は、本件株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要が生じた場合には、AP及びSOLが協議し合意の上、変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

AP及びSOLは、本契約締結日から本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容、財産状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は将来収益計画（以下、併せて「資産内容等」という。）に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前にAP及びSOLが協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（臨時決算及び配当）

- 1 SOLは、平成25年11月30日を基準として臨時決算を行い、平成25年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、以下の金額を限度として利益配当を行うものとする。
1株あたり100,000円、総額680,000,000円
- 2 前項に伴い、SOLは、平成25年12月25日に開催する臨時株主総会において、臨時決算及び配当の承認並びにそれらに必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本件株式交換又は上記臨時決算若しくは配当に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要が生じた場合には、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（誓約事項）

AP及びSOLは、本契約締結日から本件効力発生日までの間に、本契約に別途定めるものを除き、自己の資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本件株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨及び当該事象の内容を通知しなければならないものとする。

第9条（本契約の効力）

- 本契約は、以下の各号に掲げる事由が生じた場合、その効力を失う。
- (1) 第5条第2項に定めるSOLの株主総会の承認が得られないとき
 - (2) 第10条に従い本契約が解除されたとき
 - (3) 法令（金融商品取引所規則を含む。）上本件株式交換に関して要求される関係官庁（金融商品取引所を含む。）の承認等が得られないことが客観的に明らかになったとき

第10条（本契約の変更及び解除）

- 1 AP及びSOLは、本契約締結日から本件効力発生日の前日までの間において、本契約に別途定めるものを除き、AP又はSOLの何れかの資産内容等に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合、本件株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合、その他本件株式交換の目的の達成が困難となった場合には、AP及びSOLが協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
- 2 前項の定めにより本契約の変更、解除がなされた結果、AP及びSOLは互いに損害が生じたといえども、その賠償請求権は行使しないものとする。但し、AP又はSOLの故意重過失に起因する場合はこの限りでない。

第11条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、AP及びSOLが各々負担する。

第12条（役員と任期）

本件株式交換により、AP及びSOLの役員体制は変更せず、その任期は本件株式交換により変更されない。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して、AP及びSOLの間に生じる一切の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、AP及びSOLが誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、AP及びSOLがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月2日

AP 東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOアドパートナーズ株式会社
代表取締役 高橋 信太郎

SOL 東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOソリューションパートナー株式会社
代表取締役 伊藤 幹高

（4）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社とSOL社は、以前より両社の協業体制や資本政策に関する議論を行っておりましたが、平成25年9月頃、当社より本株式交換についてSOL社に申し入れました。

そして、当社及びSOL社は、それぞれEYトランザクション・アドバイザー・サービス(株)（以下、「EY TAS社」といいます。）及び(株)AGSコンサルティング（以下、「AGS社」といいます。）から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議を重ねました。

結果、当社は、第三者算定機関であるEY TAS社による株式交換比率に関する算定結果並びに当社、当社親会社及びSOL社と利害関係を有しないプロアクト法律事務所による意見を踏まえ、取締役会で慎重に審議し、上記「3.（2）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であるとの判断にいたしました。そして、公正な手続きを通じた株主利益への配慮のもと、当該取締役会において株式交換比率を決議いたしました。

算定に関する事項

（a）算定機関の名称並びに上場会社との関係

当社の第三者算定機関であるEY TAS社は、当社及びSOL社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係もございません。

(b) 算定の概要

当社及びSOL社は、それぞれ個別に独立した第三者算定機関より株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はEY TAS社を、SOL社はAGS社を選定しました。そして当社はEY TAS社より平成25年11月29日付で、SOL社はAGS社より平成25年11月28日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるEY TAS社は、当社及びSOL社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、SOL社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるAGS社は、当社及びSOL社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

EY TAS社は、当社については当社の普通株式が東京証券取引所ジャスダック市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法による評価を採用しました。市場株価法では、市場株価の計算期間として、算定基準日を平成25年11月28日とし、当社平成25年度第3四半期決算発表日である平成25年10月30日の翌日終値から算定基準日の終値のうち最高値と最低値を採用して算定を行っております。

またSOL社については、SOL社の普通株式が未上場であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行っております。SOL社が作成した平成26年12月期の財務予測に基づき、法人税率変更の影響を反映するためにEY TAS社が平成28年12月期までを予測期間として作成し、将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした具体的な数値は以下のとおりです。

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
売上高	33～34億円	34～35億円	35～36億円
営業利益	4.6～5.6億円	4.8～5.8億円	4.9～5.9億円
EBITDA	5.1～6.1億円	5.2～6.2億円	5.3～6.4億円
フリー・キャッシュ・フロー	2.5～3.0億円	2.9～3.5億円	3.1～3.7億円

そして、割引率は13.2%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を2.6%、非流動性ディスカウントは25.0%として算定しています。DCF法による算定において前提としたSOL社が作成した将来の利益計画には大幅な増減益は見込んでおらず、本株式交換の実施を前提としておりません。なお、株式価値算定に当たって、SOL社ヒアリングに基づく配当予定額680百万円を控除し、調整しております。当該調整は、現株主への配当支払いが評価基準日以後から本株式交換効力発生日の間となることを考慮するものであります。

SOL社の普通株式1株に対する当社の割当株数のレンジは以下のとおりです。

	下限	上限
市場株価法（当社）		
DCF法（SOL社）	176.02	271.33

EY TAS社は、両社より提供された資料及び情報、マネジメント・インタビュー等により入手した情報、またEY TAS社が独自で入手した情報が事実であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、使用した資料及び情報の正確性、完全性、信頼性について検証をおこなっておりません。EY TAS社の株式交換比率の算定結果は、算定書提出時点での入手可能な財務資料及び市場データに依拠したものであり、またSOL社より提供された将来にわたる全ての財務情報は今後の事業展開に影響を与える競合関係や経済情勢につきSOL社による予想対象期間に関する主要な前提を適用しており、かかる事項の欠落又は誤表示は算定結果に重大な影響を及ぼす可能性があります。

AGS社は、当社の普通株式が東京証券取引所ジャスダック市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法による評価を採用しました。市場株価法では、市場株価の計算期間として、算定基準日を平成25年11月28日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値単純平均を採用して算定を行っております。またSOL社については、SOL社の普通株式が未上場であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにDCF法を採用して算定を行っております。SOL社が作成した平成25年12月期から平成26年12月期の財務予測に基づき、法人税率変更の影響を反映するためにAGS社が平成27年12月期までを予測期間として作成し、将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は16.8%～18.8%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成

長率法では、永久成長率を0.0%～1.0%として算定しています。DCF法による算定において前提としたSOL社が作成した将来の利益計画には大幅な増減益は見込んでおりません。なお、株式価値算定に当たって、SOL社ヒアリングに基づく配当予定額680百万円を控除し、調整しております。当該調整は、現株主への配当支払が評価基準日以後から本株式交換効力発生日の間となることを考慮するものであります。

SOL社の普通株式1株に対する当社の割当株数のレンジは以下のとおりです。

	下限	上限
市場株価法（当社）	182.17	296.24
DCF法（SOL社）		

AGS社は、両社より提供された資料及び情報、マネジメント・インタビュー等により入手した情報、またAGS社が独自で入手した情報が事実であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実に対して未開示の事実はない等を前提としており、使用した資料及び情報の正確性、完全性、信頼性について検証をおこなっておりません。AGS社の株式交換比率の算定結果は、算定書提出時点での入手可能な財務資料及び市場データに依拠したものであり、またSOL社より提供された将来にわたる全ての財務情報は今後の事業展開に影響を与える競合関係や経済情勢につきSOL社による予想対象期間に関する主要な前提を適用しており、かかる事項の欠落又は誤表示は算定結果に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	GMOアドパートナーズ株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 高橋 信太郎
資本金の額	1,301百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	インターネット広告事業及びメディア・コンテンツ開発事業

以 上